

I 利 用 上 の 注 意

- 1 この速報は、文部科学省が公表する令和8年度学校基本統計速報(学校基本調査の結果速報)のうち、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校について、東京都の調査結果の主要な部分を取りまとめたものである。
- 2 比率の算出については、小数点第2位を四捨五入した。
- 3 園児・児童及び生徒の年齢は、令和8年4月1日現在の満年齢による。
- 4 統計表及び表中に用いた符号
「－」…… 計数がない場合
「0.0」…… 計数が単位未満の場合
「…」…… 計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
「△」…… 負数(減少)
- 5 用語の説明
 - (1) 学級数
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級数は、学級設置の届出をしている学級数をいう。(在籍園児・児童・生徒がいない学級を含む。)
公立高等学校の学級数は、本科のホームルームの数をいう。
 - (2) 生徒数
高等学校(全日制・定時制)及び中等教育学校(後期課程)の生徒数は、本科在籍者のみを計上した。
 - (3) 教員数及び職員数
教員数及び職員数は、本務者のみを計上した。
 - (4) 幼保連携型認定こども園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)の改正(平成 27 年4月1日施行)により、学校と児童福祉施設の両方の性格をもつ学校種として創設された学校をいう。
 - (5) 義務教育学校
学校教育法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 46 号。平成 28 年4月1日施行)により、小学校と中学校を一つの学校として一体的に小中一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。
 - (6) 中等教育学校
学校教育法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 101 号。平成 11 年4月1日施行)により、中学校と高等学校を一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。
教育課程については、前期課程は中学校の基準、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用する。
 - (7) 特別支援学校
学校教育法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 80 号。平成 19 年4月1日施行)により、従来の盲学校、聾学校、養護学校を一本化し、複数の障害種別に対応した教育を行う学校種として創設された学校をいう。
 - (8) 専修学校、各種学校
共に学校教育法に基づく教育施設であり、主な相違点は、次頁の表のとおりである。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修業年限 修業期間	1年以上とする。	1年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術技芸等の課程については3か月以上1年未満とする。
授業時数	1年間の授業時数が学科ごとに 800 時間以上とする。ただし、夜間学科等は 450 時間以上とする。	1年以上の課程は、1年間に 680 時間以上とする。ただし、1年未満の課程は修業年限に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時 40 人以上とする。	

注) 専修学校設置基準、各種学校規程等より抜粋した。(専修学校は昭和 51 年から設置)

○ 専修学校の課程

① 高等課程

中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。

② 専門課程

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を入学者資格とする課程をいう。

③ 一般課程

特に入学資格を定めない課程をいう。

④ 専攻科

学校教育法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 50 号。令和8年4月1日施行)により、一定の要件を満たす専門課程(特定専門課程)を置く専修学校に設置が可能となった課程をいう。

6 その他

この統計表の数値は速報値であり、後日、文部科学省が公表する数値をもって確定値とする。